

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税 21) 法人住民税:義、法人事業税:義(地方税 22)
		② 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別	【拡充・延長】【共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金 3000 万円超1億円以下の法人は7%)が選択適用できる。	
		《要望の内容》 働き方改革の実現に向けた取組みを支援する観点等も踏まえつつ、適用期限を2年間延長し、必要な拡充を行う。	
		《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の5の3 租税特別措置法施行令第5条の6の3 租税特別措置法施行規則第5条の11 法人税 租税特別措置法第42条の12の4、第52条の2、第68条の15の5 租税特別措置法施行令第27条の12の4、第30条、第39条の46 租税特別措置法施行規則第20条の9、第22条の31	
5	担当部局	医薬・生活衛生局生活衛生課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～平成32年度	
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設（平成29年3月迄の適用期間の延長） 平成29年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、新設の上2年間の延長（適用期間平成31年3月まで）	
8	適用又は延長期間	2年間(平成31年度～32年度)	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等の経営力の向上を図るため、中小企業の設備投資を促進し、生産性の高い設備やIT化等への投資の加速化、経営力の向上を図る。	

			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法第 26 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。</p>																												
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ</p> <p>安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5</p> <p>生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること</p> <p>施策目標1</p> <p>生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p>																												
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業の設備投資をリーマンショック前の 1 4 兆円の水準まで回復させる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており(平成 28 年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>																												
10	有効性等	① 適用数	<p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>63,342</td> <td>73,705</td> <td>73,042</td> <td>72,384</td> <td>71,733</td> <td>71,087</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 28 年度)より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用数(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p>		平成 27	28	29	30	31	32	適用件数	63,342	73,705	73,042	72,384	71,733	71,087														
	平成 27	28	29	30	31	32																									
適用件数	63,342	73,705	73,042	72,384	71,733	71,087																									
		② 適用額	<p style="text-align: right;">(単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>3,901</td> <td>6,246</td> <td>6,190</td> <td>6,134</td> <td>6,079</td> <td>6,024</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 28 年度)より推計。なお、中小企業投資促進税制の適用額(通常措置と上乗せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p>		平成 27	28	29	30	31	32	適用額	3,901	6,246	6,190	6,134	6,079	6,024														
	平成 27	28	29	30	31	32																									
適用額	3,901	6,246	6,190	6,134	6,079	6,024																									
		③ 減収額	<p style="text-align: right;">(単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>825</td> <td>1,182</td> <td>1,171</td> <td>1,160</td> <td>1,150</td> <td>1,140</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>106</td> <td>152</td> <td>151</td> <td>150</td> <td>148</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>55</td> <td>87</td> <td>86</td> <td>86</td> <td>85</td> <td>84</td> </tr> </tbody> </table>		平成 27	28	29	30	31	32	法人税	825	1,182	1,171	1,160	1,150	1,140	法人住民税	106	152	151	150	148	147	法人事業税	55	87	86	86	85	84
	平成 27	28	29	30	31	32																									
法人税	825	1,182	1,171	1,160	1,150	1,140																									
法人住民税	106	152	151	150	148	147																									
法人事業税	55	87	86	86	85	84																									

			<p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 28 年度)より推計。なお、中小企業投資促進税制の減収額(通常措置と上乘せ措置の合算)から算出しているため、本措置に該当する部分については、その内数となる。</p>																										
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>中小企業の業況は持ち直しつつあるが、先行きは不透明な状況にあり、マクロベースでの設備投資は横ばい傾向で、未だ積極的な設備投資までには至っていない状況。</p> <div style="text-align: center;"> <p>中小企業の設備投資額の推移(兆円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>設備投資額(兆円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2006</td><td>14.5</td></tr> <tr><td>2007</td><td>14.0</td></tr> <tr><td>2008</td><td>12.5</td></tr> <tr><td>2009</td><td>8.5</td></tr> <tr><td>2010</td><td>11.0</td></tr> <tr><td>2011</td><td>10.0</td></tr> <tr><td>2012</td><td>9.5</td></tr> <tr><td>2013</td><td>10.0</td></tr> <tr><td>2014</td><td>10.5</td></tr> <tr><td>2015</td><td>12.0</td></tr> <tr><td>2016</td><td>11.5</td></tr> <tr><td>2017</td><td>12.0</td></tr> </tbody> </table> </div> <p>(出典) 財務省「法人企業統計」</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており(平成 28 年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>	年	設備投資額(兆円)	2006	14.5	2007	14.0	2008	12.5	2009	8.5	2010	11.0	2011	10.0	2012	9.5	2013	10.0	2014	10.5	2015	12.0	2016	11.5	2017	12.0
年	設備投資額(兆円)																												
2006	14.5																												
2007	14.0																												
2008	12.5																												
2009	8.5																												
2010	11.0																												
2011	10.0																												
2012	9.5																												
2013	10.0																												
2014	10.5																												
2015	12.0																												
2016	11.5																												
2017	12.0																												
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており(平成 28 年度中小企業庁アンケートより)、中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>																										
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。</p>																										

		<p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備(機械装置、器具備品、測定工具・検査工具、建物附属設備、ソフトウェア)を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は約6割となっており(平成28年度中小企業庁アンケートより)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業の設備投資を着実に後押ししている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制と商業・サービス業・農林水産業活性化税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。</p> <p>商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業等の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。</p> <p>なお、いずれの措置においても、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用できることとされている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年8月